

平成30年度

第17回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年11月9日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について

出席委員（16名）

1番	宇治田清治	14番	辻本 傑
2番	山本 宏一	15番	吉川 松男
3番	土橋 ひさ	16番	大河内壽一
4番	有本 太一	17番	山本 茂樹
6番	坂東 紀好	18番	谷河 績
8番	湯川 徳弘	19番	中村 弘
9番	藤井 幹雄		
11番	和田 好夫		
12番	藤井 高		
13番	廣井 伸多		

欠席委員（3名）

5番	曾根 光彦
7番	吉中 雅三
10番	岩橋 章

出席職員

農業委員会事務局

局 長	田村 佳紀
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清滝 篤樹
班 長	中川 拓哉
企 画 員	井口小都美
事務副主任	殿元 輝之
事務副主任	東 健太
事務副主任	稲垣 良典

13時00分 開会

◆田村局長 それでは、定刻が参りましたので、第17回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第17回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る10月29日、山本宏一委員、藤井高委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、曾根委員、吉中委員、岩橋委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、和田委員、藤井高委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、11件あります。内容は全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No1は農地中間管理事業に関する解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

No1 申請地は安原地区・・・、市立安原小学校の・・・・・・mに位置しています。申請人は、経営面積・・・・㎡を有する農家です。新規の農業用倉庫が必要となったため届出をするものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域

内の農地転用の届出で4件ありました。平成30年10月29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。平成30年10月9日付、19日付、29日付で受理通知書を交付しています。なお、No6は開発許可済となっております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、1件ございました。面積は畑が・・・㎡です。なお、9月28日付けで県知事による認可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について提案いたします。

◆井口企画員 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったもので、3件ございました。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が3件ございました。No1 昭和・・・年・・・月・・・日より宅地として利用している No2 平成・・・年頃より宅地として利用している No3 昭和・・・年頃より山林化している また、No1からNo3については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われれます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で8件ありました。

No1からNo8については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No5、No6については、3条取得を伴った3条許可の使用貸借権の設定を含む申請であるため、現地調査並びに事情聴取を行っております。本案件については、担当の吉川委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No5、No6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉川委員さん報告願います。

◆15番（吉川松男） 報告します。10月29日に私と事務局の田村局長で現地調査を行い、その後、藤井高委員と山本宏一委員と共に事情聴取を行いました。今回、一番疑問に思いましたのは、譲受人の現住所が・・・県であるため本当に耕作を続けていけるのかという点でしたので、このことについて聞いてみましたところ、本人は現在、・・・で・・・をしています。今までも年間40日ぐらひは・・・の手伝いを行っていたし、今後も同様に耕作に携わるそうです。将来、・・・の和歌山に帰り農業を必ず継ぐとのことで、当面の耕作自体は・・・が中心となって家族で行ってゆくそうです。また、借り受ける農地は申請人の・・・の土地だそうです。生前贈与の申請であるため、・・・の現住所は気になるものの、耕作

は継続される事は問題ないと思われました。相続を待てば申請する必要もないと思われたので、この件についても聞いてみたところ、・・・は先代から相続を受けた時に土地の資産価値が高く相続税の支払いのため多額の現金が必要となり、大変苦労したそうです。今回の土地は現在道の無い農地で評価は特に高く無いけれど、将来都市計画道路・・・線の延長により大きな道に面する事となり、そうなれば相続の時には今より土地評価は高くなり、相続税を支払うためには土地を売る必要が出てくるので、今のうちに生前贈与し農地を守りたいということでした。市街化区域の農地を持つ農家としては確かに気の毒な部分もあり、本人も必ず帰ってきて農業を継ぐとの発言があった事や・・・が今後も農業に携わることを考えると、やむを得ない部分もあるかと思いましたが、皆様の慎重なご審議をお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No1 申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当します。農地に支柱を立て、営農をしながら上部空間に

太陽光発電設備を設置したいので、3年更新が必要な一時転用の申請に至ったものです。なお、本申請は平成・・・年・・・月・・・日付で許可があったものの再設定を目的としたものとなっております。許可の確認事項として、簡易な構造で容易に撤去できる支柱、下部の農地で営農できる日照量や、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な機械等を利用するための空間の確保などの確認をしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

No 1 申請地は、山口地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、住環境に適した場所である当該申請地を分譲住宅として転用しようとするものです。なお、開発許可申請中です。

No 2 申請地は、西和佐地区・・・、和歌山インターチェンジの・・・mに位置し、高速道路インターチェンジの出入口から300m以内に位置し第3種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、インターに近く交通の便が良いことから貸資材置場として申請するものです。・・・が資材置場として利用予定

です。

No 3 申請地は、三田地区・・・、三田小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・で、住宅と隣接している当該申請地を駐車場として利用するために転用の申請をするものです。なお、使用貸借権設定です。

No 4 申請地は、三田地区・・・、三田小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・で、現在・・・と・・・の・・・人で賃貸住宅に住んでおり、今回、・・・の近くに位置する当該申請地に新たに住宅を建てるべく、転用の申請をするものです。なお、使用貸借権設定で建築許可申請中です。

No 5 申請地は、安原地区・・・、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・で、自身が勤める・・・の資材置場として転用しようとするものです。・・・では現在、借地に資材を保管していますが、今後は会社付近の当該申請地に資材置場を移すため、転用の申請をするものです。

No 6 申請地は、安原地区・・・、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・で、自身が勤める・・・の資材置場として転用しようとするものです。・・・では現在、借地に資材を保管していますが、今後は会社付近の当該申請地に資材置場を移すため、転用の申請をするものです。

N o 7 申請地は、東山東地区・・・、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・・・・を営んでおります。資材置場が不足し、既存の資材置場を拡張するため、転用の申請をするものです。なお、賃貸借権設定です。

なお、N o 1につきましては、山本宏一委員、藤井高委員、吉川松男委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） N o 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本宏一委員さん報告願います。

◆2番（山本宏一） 報告します。

去る10月29日に藤井高委員、事務局東氏と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。現地は事務局の説明にもありましたとおり、山口小学校にも近く、昔からの集落の外縁部に位置しています。譲受人は・・・・・・でこの申請地で・・軒の分譲住宅を建設したいとのことでした。なぜ、この場所を選んだのかについては、小学校や大型スーパーに近い上に、山口地区内で地元住民の子供が新宅を建てたいという需要も多く、この場所を選んだそうです。近隣の農業への被害防止としては、開発許可基準に基づき擁壁や排水路を設置して被害の無いようにするそうです。さらに、住宅購入者に対しては、この地区は市街化調整区域で農業を行う地域であるので、農業機械の騒音や農薬が散布されることがある事を重要事項説明にて行い承諾書をとるそうです。隣接農地や水利組合の同意もあり特に問題は無いと思われましたが、皆様の慎重なご審議をおねがいします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（大河内壽一） N o 7の・・・の件について、これは以前に不法投棄があったところで、まだそのままになっているのではないですか。

◆清瀧副課長 番外、説明します。今回の申請地に関しての不法投棄はありません。ただ、今回申請の貸付人である・・・・・・氏所有の農地である・・地区の・・・・・・の法面を埋め立てた土が今年の秋の台風で土砂崩れを起こし・・・・・・周辺で被害があったのですが、崩落した土が産業廃棄物であるコンクリート片の混ざったものでした。市の一般廃棄物課と共に対応し、一般廃棄物課からは今回崩れた土砂を撤去すること、土砂に含まれるコンクリート片を決して元の農地に戻さないようにとの指導があり、既に全て撤去されています。ただ、まだ法面には過去に入れた土が残っています。地元ではこの農地を今後どうするのか、という声があると聞いています。ただし、これは今回の申請とは別の土地の問題であり、いわゆる産廃問題と今回の議案の審議とは分けて考えるべきであると考えます。一方、・・・・・・氏が今後この農地をどう使っていくのかについて指導を行ったり、注意して見守って行く必要があると考えます。

◆16番（大河内壽一） 今後指導して行くということですね。

◆清瀧副課長 はい。先週の水曜日に・・・・・・に電話し、法面の管理をしっかりとるよう指導しております。また、現地はいわゆる中間地目で作物を植えていない状態です

ので、今後は作物を植え、農地としてきちんと使用していくよう引き続き指導していきます。

◆会長（谷河 績） この議案について、他にございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が12件ございました。

N o 3からN o 6、N o 12は賃貸借権、それ以外は使用貸借権の設定です。期間はN o 1、N o 2、N o 9からN o 11が3年、N o 7、N o 8、N o 12が5年、N o 3からN o 6は10年です。また、N o 9からN o 12については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との貸借権の設定です。面積は田が21,062㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について、提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

調査の結果、農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく案件が1件ありました。

N o 1 本件は、昭和・・年に双方で解約されたが手続きを行っておらず、その後、土地所有者が土地を管理していた。解約の覚書や離作補償の書面も現存し、現地の調査を行い、事実と確認できたため抹消するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案については以上です。

続きまして、10月10日に開催した農政問題調査研究小委員会について、藤井高副委員長報告願います。

◆12番（藤井 高） 報告します。

去る10月10日に農政問題調査研究小委員会を開催し、審議した結果を報告させていただきます。「農業委員会だよりについて」、「農地の貸借に関するアンケートの結果について」の議題について審議いたしました。まず、農業委員会だよりについてですが、お配りしております校正案をご覧ください。事前に委員の皆さんにご意見をお聞きし、校正いたしておりますが、ご了承いただけましたら、この内容で印刷業者に依頼いたしたいと思えます。なお、周知方法については、昨年と同様に自治会を通じて市内全域に全戸回覧するとともに、市役所支所・連絡所、JAわかやま各営農センター、関係機関に設置または配布の予定です。11月末から12月上旬の回覧となります。次に、「農地の貸借に関するアンケートの結果等について」ですが、まずはアンケートを行うに至った経過や結果内容

について、事務局から説明願います。

◆中川班長 説明いたします。まず、今回のアンケートの調査をした目的ですが、7月の総会でも報告しましたが、本市は賃貸借の割合がかなり低い傾向となっています。これまでは借り手の意向を中心に貸借を進めてきたところがあり、今後は貸し手の意向も聞き入れるべく、高齢や事情によりやむなく耕作できない農地所有者に対して、水利費を含め、全く無償での貸借が進んで行くのはどうなのかというところで、さらなる調査を進めてきたものです。今回、本市農業者の意見を集約するため、農地の貸借に関してアンケートを実施しました。利用権設定を行っている主な貸し手と借り手各50人と農地利用最適化推進委員さんから無記名で率直な意見をお聞きしました。

また、貸し借りする上で、地域での農道、水路清掃への参加は貸し人、借り人どちらが行った方がよいかなどの意見もお聞きしました。今後の農地の貸借内容の参考とするため、アンケートの結果について、小委員会にて委員の意見をお聞きしたものです。

はじめに7月の総会でも説明した資料をあらためて説明いたします。「利用権設定の賃借料の水準と賃貸借の割合ついて」机上に配布しております資料1をご覧ください。

本市の貸借の実態を全国等と比較し、調査しましたので報告します。

1ページをご覧ください。平成22年から平成27年までの6年間の全国、近畿、和歌山県、和歌山市を比較した賃借料と、賃貸借で設定された、件数別と面積別の割合を示しています。各エリアにおいて、過去6年間のそれぞれの数字は横ばいとなって

います。全体的に賃借料に関しては田が10aあたり1万円前後、畑は全国より和歌山県が高い傾向です。賃貸借を設定している割合に関しては、全国が約8割、近畿で約5、6割、和歌山県で約4割、和歌山市で約2割となっています。2ページをご覧ください。平成27年の都道府県別の利用権設定の賃貸借、使用貸借の割合です。ご参照下さい。3ページをご覧ください。左の表は平成29年の調査可能な範囲での中核市の賃借料と、賃貸借の割合です。中核市では、平均して田、畑とも約1万円の賃借料となっています。総合的に、10aあたり、約1万円の賃借料が相場と見受けられます。また、本市は賃貸借の割合がかなり低い傾向となっています。続いて今回のアンケート調査の結果を報告します。資料2をご覧ください。

(以下、資料2のアンケート調査の結果に沿って説明。)

◆12番(藤井 高) 以上のアンケート結果の報告を受けて、各委員からご意見をいただきました。

委員からは

- ・水利費については、農地を利用する借り人が負担すべき。
- ・農地所有者は、固定資産税、水利費、管理費の負担が大きい。
- ・地域によっては、作り手が少ないため、農地の貸借は無償で、お金はいらないから作ってほしいという所有者もある。
- ・畦等の管理、農道や水利の清掃については地域のルールがあり、それに従うのが無難。同様に、水利費や諸雑費の負担についても、周辺にあわせる必要がある場合もあり、一概には言えない。

といった意見がありました。

小委員会の結果としては、地域により実情が異なり、様々な事情や意見があり、農地の貸借におけるルール等について、方向性を示すことはできませんでした。今回は、アンケート結果のとおりの本市農業者の率直な意見があったということで、今後の農地の貸し借りの参考にしていただきたいと思えます。報告は以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、この報告について、ご了承いただけたことといたします。

◆3番（土橋ひさ） 意見ではないのですが、このことに関連して、先日、以前私が現地調査を担当した新規就農者の方で・・・の・・・さんという方の農園に立ち寄りお話をしてきました。この方は就農支援センターを卒業されており、先日は卒業生の仲間たちに手伝ってもらって大豆の収穫を行ったとのことでした。また、周辺の方も古い小屋を貸してくれたり、非常に協力的で助かっているとのことでした。気になったのが、収穫した大豆を乾燥させるために農地の隅に積み上げて鳥害を防ぐネットを掛けていましたが、こんな方法でちゃんと売り物になるのか疑問に思いました。大豆の産地では皆こうしているとのことでしたが、例えば昔、お米はなるに掛けて乾燥させたものですが、あの方法では発酵してしまうのではないかと心配です。昨日も雨でしたし、今年は台風で2回浸水したとのことでした。そういう技術的なことについて、農協には指導員がいますし、私が以前いた農業振興課、昔の普及センターにも技術指

導員がおります。そうした機関との間で、毎月委員会で審議されている新規就農者の情報を共有して、応援といいますか、時々技術面の指導をしてあげるようなシステムになっているのか気になりました。新規就農者に技術的なバックアップをして行くべきではないでしょうか。

◆6番（坂東紀好） 新規就農者の生活が成り立って行くよう、JAではできる限りの支援、訪問をして対応しています。どこまでできているかという問題はありますが、何もしていないわけではありません。ただ、新規就農の方は作り方等でそれぞれいろいろな思いがあって、我々の意見を聞いていただけないこともあります。

もう一点、地域の担い手、特に新規就農者については生活が成り立っていくようにしてあげないといけないという中で、先ほど説明がありました賃料について、新規の担い手さんもちょうと払いたい思いはあるのですが、なかなかできないというのが現実です。先ほどのデータで1反あたりいくら、と単純にしていしましたが、そもそも条件が全く違う中それを考慮せず一律に考えるとどうしても資金力のある企業に流れて行くということになる。それで地域の農業を守れるのか、地域に農家がいなくなる、それで良いのかということです。

◆田村局長 土橋委員のご質問につきまして、活用協議会といたしまして、和歌山県、和歌山市農林水産課、農業委員会、JAさんと農地の貸借について協議を毎月やっております。農地を誰に貸すのかということについては連携をしております。ただ指導の部分についてはご指摘のとおり、そこまで行っているのかという問題がありま

す。今日いただいたご意見を活用協議会の中で議論させていただけたらと思います。

◆3番（土橋ひさ） よろしくお願ひします。あの人失敗したら収入がなくなります。知り合ひの指導員さんに個人的にお願ひするのもおかしいような気がしますし。現場で指導している人に組織として情報が伝わり、指導し、新規就農者が育っていくとならないといけないと思います。

◆6番（坂東紀好） もう一点、規模の拡大といいますが、本当にそれが収益、所得が上がるということになるのか。それが前提になっているが、これはあくまで感覚としてですが、新規就農者を中心に見ると面積は増えているが所得は下がっている、実際に圃場を見ていくとわかるのです。うまく回って行っていないのです。面積を拡大すると所得が上がるという解釈を変えていく必要があるのではないか。面積が少なくてもそこで収益を上げていくというように。面積を増やしてあげたからこれでよかった、であればみんなつぶれていきます。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようございませぬので第17回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

13時55分 閉会